

男女共同参画会議(第43回)議事要旨

日時：平成26年4月25日(金) 17:15～18:00

場所：総理大臣官邸 4階大会議室

【出席者】

	安倍 晋三	内閣総理大臣
議長	菅 義偉	内閣官房長官
議員	麻生 太郎	財務大臣
同	新藤 義孝	総務大臣
同	谷垣 禎一	法務大臣
同	古屋 圭司	国家公安委員会委員長
同	森 まさこ	内閣府特命担当大臣(男女共同参画)
同	根本 匠	復興大臣
同	小野寺 五典	防衛大臣
同	茂木 敏充	経済産業大臣(代理 松島 みどり 経済産業副大臣)
同	家本 賢太郎	株式会社クラオンライン代表取締役社長
同	岩田 喜美枝	公益財団法人21世紀職業財団会長
同	大塚 陸毅	東日本旅客鉄道株式会社相談役
同	岡本 直美	日本労働組合総連合会会長代行
同	柿沼 トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
同	鹿嶋 敬	実践女子大学教授
同	勝間 和代	経済評論家・中央大学客員教授
同	佐藤 博樹	東京大学大学院教授
同	高橋 史朗	明星大学教授
同	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
同	宗片 恵美子	特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事
出席者	岡田 広	内閣府副大臣
同	福岡 資麿	内閣府大臣政務官
同	横山 信一	農林水産大臣政務官

## 【議事次第】

### 1 開会

### 2 議題

- (1) 専門調査会からの報告について
  - ① 基本問題・影響調査専門調査会
  - ② 監視専門調査会
  - ③ 女性に対する暴力に関する専門調査会
- (2) 政府に求める今後の取組事項について
- (3) その他

### 3 閉会

## 【議事要旨】

### 1. 開会

○冒頭、菅内閣官房長官から以下のような挨拶があった。

- ・安倍政権は、人事院総裁や総理秘書官に初めて女性を起用するなど、女性の輝く社会の実現に向けて内閣全体で取り組んでいるところ。
- ・来年度に第3次男女共同参画基本計画が終了することを踏まえ、今年度は計画の各分野の進捗状況を総点検していただき、施策をより一層推進するとともに、新計画策定に向けた議論を進めていただきたい。
- ・男女共同参画社会の実現に向け、今後ともしっかりと調査審議をお願いしたい。

### 2. 議事

○ 佐藤議員から、基本問題・影響調査専門調査会でまとめた報告書について、説明があった。資料1-1

- ・安倍総理は、女性の活躍こそ成長戦略の中核と明言され取り組んでおられるが、日本経済の活性化のみならず、地域経済の活性化と女性の活躍を結びつけていくことと、そのために何が必要なのかを専門調査会で検討した。
- ・地域経済においては、中小企業が大半を占めていること、中小企業は女性を多く雇用し、

女性の管理職も総体的に多いということで、中小企業に着目。地域における女性の活躍の現状（有業者・管理的職業従事者に占める女性割合）は、都道府県ごとに相当異なる。

- ・各自治体は、公共調達などにおいて企業の男女共同参画に関する様々な取組を項目に組み込んでいる。両立支援をしている企業について加点している都道府県は多いが、管理職の数値目標といった女性の登用の観点から評価しているところは少ない。
  - ・男女共同参画計画の策定についても、町村については半分が策定していないなど、市区に比べて地域の現場に近いところで取組が遅れている。
  - ・以上の現状を踏まえ、今後の取組の方向性として、3つの柱を定義。
- ① 地域の実情に応じた取組のために、住民、現場に近い市町村レベルでの取組が不可欠であること。
  - ② 両立、結婚、出産で働き続けられる仕組みを整備・支援するとともに、管理職や役員への登用など女性の活躍を積極的に支援する取組を地域レベルで実施すること。
  - ③ 地域の経済団体、地域の金融団体、農林水産団体を含めて、多様なプレーヤーが連携しながら、多様な主体による活躍支援ネットワークというプラットフォームをつくること。女性活躍の支援のネットワークがそれぞれの地域で形成されることによって女性の活躍が促進され、地域経済が活性化していく。そうした取組をぜひ自治体及び市町村で取り組んでほしい。

○ 鹿嶋議員から、監視専門調査会がまとめた意見について、説明があった。資料1-2

- ・女子差別撤廃委員会の最終見解の指摘事項について、総論としては、女子差別撤廃条約を遵守するという観点から締約国としての誠実な対応を図っていくことが必要であることを指摘し、各論では、選択的夫婦別氏制度の導入などに係る民法などの改正のための法案に向けた努力の継続、雇用関係では、2020年に向け、指導的地位の女性を3割にすることに向けた取組の継続、ポジティブ・アクションに積極的に取り組む企業の社会的評価が高まるように後押しする施策の推進等の課題を掲げている。
- ・女子差別撤廃委員会が今後表明する最終見解については、監視機能を担う監視専門調査会で早い段階から各府省への対処方針などを聴取するなど、国内本部機構の監視機能の一層の強化も大切。
- ・次期定期報告を準備する際の留意事項としては、女子差別撤廃委員会の指摘事項の現状分析、進捗状況とともに、現段階では実施困難な事項についての理由、見直しなどについても記載すること、女性の活躍推進に関する取組についての具体的内容、男女雇用機会均等法の間接差別の定義に関する議論の状況やそれを踏まえた対応状況などの提言内容を盛り込むことを指摘。

○ 次に、監視専門調査会が平成24年12月に取りまとめた意見のフォローアップのために同専門調査会の下にワーキング・グループを設置し、今後政府が行うべき施策の方向性について取りまとめた意見につき、説明があった。

① 防災における男女共同参画の推進について

- ・都道府県防災会議の女性割合は、昨年4月に10.7%、女性のいない防災会議が初めてゼロになったが、市区町村防災会議では、女性委員の割合は6.2%であり、女性委員のいない会議が3割強占める現状を踏まえ、以下を提言。
- ・都道府県防災会議は少なくとも女性を3割に、市区町村防災会議は女性委員のいない会議をゼロにすることを目標に、女性割合を一層高めること。
- ・消防団では4割響女性不在であるため、それがゼロになるよう努めること。
- ・地域での男女共同参画センターの役割としては、男女共同参画の視点から地域防災の拠点となるよう、地域内の他の団体との連携を図ること。

② 復興における男女共同参画の促進について

- ・復興には女性の活躍が不可欠。被災地で女性が活躍している事例などを積極的に情報発信することも重要。
- ・復興に関しては、男女別統計の充実が必要で、よりきめ細かな対応につながる。

③ 国際的な対応について

- ・災害から復興する力を持つ社会の構築には、平常時から男女共同参画社会の実現が不可欠。東日本大震災を経験した我が国の知見を積極的に海外に発信して、国際社会と共有することが必要。
- ・先月開催された国連婦人の地位委員会では、平常時からの女性の参画の重要性や、2015年3月に仙台で開催される第3回国連防災会議の決議の内容を反映させるなど、監視専門調査会の意見で指摘した内容が盛り込まれた。

○ 辻村議員から、女性に対する暴力に関する専門調査会について、説明があった。資料

1-3

- ・平成24年8月1日及び翌年4月26日の参画会議における決定を受け、第3次計画第9分野に基づいて、フォローアップを実施。
- ・この間に、配偶者暴力防止法が改正に関しては、第28条の2において、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法を準用する改正が昨年6月に行われ、本年1月3日に施行。また、ストーカー規制法についても、昨年6月に改正され、昨年10月に全面施行。
- ・近年特に、いわゆるデートDV、交際相手などによる暴力が社会的に問題となっている。
- ・専門調査会では、保護命令制度の適切な運用のところで、「生活の本拠を共にする交際」という内容の解釈運用についての啓発や広報が、今後も必要であるということを重視。
- ・交際相手からの暴力への対応については、特に若年層に対する教育や啓発、相談窓口の

周知が非常に重要であること、今後改正法施行後の実態の把握が必要であることを指摘。

- ・ ストーカー行為についても、厳正な対処が必要。ストーカー行為事案及び配偶者からの暴力事案の対応について、平成25年中の認知件数は2万1,089件となっており、規制法の施行後、最多。最近の急激な増加を踏まえ、「改正法」の内容も含め、職務関係者への周知、研修の充実が求められる。また、加害者更生の取組も今後は一層の推進が求められる。
- ・ 関係機関との連携協力が不可欠。市町村の関係機関が連携・役割分担し、諸外国では行われているような、被害者支援に係るワンストップサービスを推進することが望ましい。

○ 上記の報告を踏まえ、各議員から以下のような意見が述べられた。

(柿沼議員)

- ・ 昨年12月11日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災などに資する国土強靱化基本法」（いわゆる「国土強靱化法」）が公布、施行されたが、この中では、8条基本方針の中で女性などの視点を重視した支援体制の整備、そして、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務が謳われている。実際、強さとしなやかさを持った国土強靱化、国のリスクマネジメント、この担い手は国民一人一人。実際婦人会長として被災地を回ってみると、被災地の実態を女性たちが担っているにもかかわらず、防災会議の中で現実的な政策の決定の場における女性の参画がなされていない。リスク管理あるいは危機管理のできていない首長がいかにか多いかということ全国の婦人会長から言われている。
- ・ 国土強靱化基本法の実施や地方公共団体における計画の策定にあたっては、やはり安倍総理の一言は金の重みがあるので、ぜひ女性参画をとということをお願いしたい。

(岩田議員)

- ・ 経済における女性の活躍には2軸ある。1つは、子育てをしながら仕事が続けられるということ。そしてもう1つは、管理職や役員もしくは高度な専門職というキャリアアップができるということ。この2つがそろって女性は活躍が可能。
- ・ これまで政府や自治体の政策、それを受けた企業の取組は、子育てとの両立に重点が置かれ、先行していたため、例えば主要企業では、育児休業をとり、復帰をし、仕事が続くというのがほぼ当たり前になりつつある。ところが、もう1つの軸が弱いため、このままだとほほど仕事を続けて、ほほど給料をもらってという女性が増えかねず、これは私たちが期待している女性の活躍とは少し異なってしまう。
- ・ これからの政府や自治体の政策や企業の取組は、女性を育成して登用するほうに重点をシフトしていく必要がある。

(岡本議員)

- ・働く女性の半数以上が非正規であることも忘れてはいけない。非正規労働者の方たちの底上げを図らなければ、女性の中で二極化が加速化することを大変危惧する。
- ・例えば育児休業についても、法的にも、職場環境的にも、非正規の女性は大変取得がしづらい状況にあり、その多くが結婚、出産で就業を継続できない状況になっている。こうしたことも常に頭に置きながら、全ての女性たちが生き生きと働き続けられる社会をぜひ目指していただきたい。

(大塚議員)

- ・各企業が、状況に応じ、自主的にそしてできるだけ積極的に、女性の役員や管理職登用に関する具体的な行動計画を策定し公表することを進めるべき。
- ・J R東日本では、今、子育て支援施設が79カ所、定員約4,500人で、大体埋まっている。保育園の問題、待機児童の問題は依然非常に大きな問題であり、ミスマッチも見られる。ぜひこの待機児童の問題の早急な解決を国にお願いしておきたい。

(宗片議員)

- ・復興の担い手として女性の力は大変不可欠だが、意思決定の場には相変わらず女性の委員が少ないのが現実。女性の委員がより多く増える仕組みづくり、環境づくりをこれからもより一層進めていただきたい。
- ・来年3月には、仙台市で国連防災世界会議の開催が予定されており、仙台市の男女共同参画センターが女性と防災のテーマ館として、防災・復興に男女共同参画の視点が重要であることを発信していこうと、今準備を進めているところ。政府においても、ポスト兵庫行動枠組の政府案を検討していると承知しているが、是非とも政府案の中に男女共同参画を文言として盛り込んでいただきたい。

(辻村議員) 資料3

- ・2013年の日本のジェンダー・ギャップ指数は、保健分野と教育分野は100点満点中ほぼ98点。経済分野が100点満点中58.4点。4科目平均は65点で105位。一番悪いのが政治分野で100点満点中6点。この点数は2006年から余り変わっていない。
- ・その原因が国会議員の女性比率であることは間違いないが、昨年159位に対し、本年2月1日の一番新しい資料で189カ国中162位と、ほとんど最下位近くに位置している。1位のルワンダは昨年56.3%だったが、現在63.8%。上位30カ国中18カ国が途上国。イギリス、アメリカ、フランスといった小選挙区制の国では、候補者クオータ制の導入が容易でないため、余り高い順位ではないが、それぞれの国が皆努力をしており、むしろ途上国が法制度を改めることによって上位になっているというのが現状。
- ・下院または一院における女性議員の世界平均割合は22.1%。日本は8.1%、アジアは18.5%、

アラブ諸国は17.8%と、日本は最低水準。

- ・多様な民意を反映させるため、強制型のクォータ制などの強い措置でなくとも、まずは党の綱領などによって政党が目標値を定めて女性候補者を増やす方式（候補者クォータ制）などから始めることが望ましい。

（家本議員）

- ・大企業における取組は、人数が多いことから、ワークシェアリングがしやすく、多くの新しい取組がなされているが、一方で中小企業の現場では、これがそのまま当てはめられず、格差がより広がってきているという声が多く聞かれる。日本の中小企業の数や占める割合などを考えると、中小企業が率先して取組を推進するために必要な後押しはさらに必要。

（古屋国家公安委員会委員長）

- ・昨年12月19日に強靱化大綱を策定し、今年6月には計画を決めるが、その中に地方においても強靱化推進計画を作成するというガイドラインを作成している。そこでもやはりいろいろなセクターの方、特に住民の参画を呼びかけているが、女性も積極的に参画して頂くよう留意して対応していきたい。
- ・警察では、女性の働きやすい職場づくりに向けた取組を推進している。今春、警察署長が3人誕生するなど、男の職場と言われた警察でも女性の登用が徐々に進んでいる。警察庁でも、昨年8月に岩手県警において、初めて女性を本部長に登用。内部部局及び県警の幹部として女性7名に登用。また、本年度の総合職、事務系採用者は18人で、そのうち5人が女性。
- ・今後は、女性用の仮眠室など、施設面においても女性の活躍できる環境を整えていく必要があるため、女性の視点を一層反映した運営ができるよう、指導してまいりたい。
- ・ストーカー事案に関しては、平成25年中の認知件数は最多となった。この対策は極めて重要であり、警察ではこういった事案に的確に対処するため、全ての都道府県警察に一元的な対処体制を構築し、被害者の生命・身体の安全確保を最優先にするとともに、加害者に対しては検挙等による積極的な対応に努めているところ。
- ・事案への対応は警察のみならず、関係機関、学校、家庭、職場等が連携して取り組んでいく必要があり、更なる連携強化をしていきたいので、是非、皆様の御協力をお願いしたい。
- ・昨年7月、ストーカー規制法が改正され、電子メールの連続送信行為に対する警告件数が143件、検挙件数が43件と成果は上がっている。

（新藤総務大臣）

- ・総務省では、まず、総務省内の育児休業中の職員の職場復帰支援の成果を具体的に出す

ということで、上川副大臣をトップに、家庭・子育て・仕事の両立推進委員会を立ち上げ、実効性を上げようと思っている。

- ・情報通信を所管する立場からは、社会進出、特に女性の方々に活用していただくため、民間企業におけるテレワークの実証事業を実施する。
- ・地方公共団体における女性の幹部職員の登用をさらに促進するために、今年度から自治大大学校という学校において、女性の幹部養成支援のコースを倍に増やし、ぜひ強化をしたい。
- ・女性消防団員では、全体数はまだ少ないが、全体の消防団員が下がっている中で女性の団員は増えている。さらに増えるようにまた私のほうからも消防団にお願いしようと考えている。

(松島経済産業副大臣)

- ・会社の中での女性の活用における経済産業省の取組の1つとして、会社の表彰を3月3日に2種類行った。1つは、「ダイバーシティ経営企業100選」で、中小企業もかなりまぜて選んだ。もう1つは「なでしこ銘柄」で、東証一部上場企業の中から、女性を活用し、かつ利益も上がっている会社を表彰した。
- ・「ダイバーシティ経営企業100選」の中で、以下のような話があった。学校に通い始めると低学年のときに学童保育が何時までと大変になるが、中小企業だからこそお母さんが働いているところに帰り、働いている横の部屋にいる、といった形がとられている。女性をなかなか雇わないイメージのある工務店や不動産が女性を雇い、それなりにお客様から喜ばれることがある。中小企業ではないが、急な出張のときにベビーシッター代を会社が出す。これはすばらしい制度だと思っている。
- ・「なでしこ銘柄」では、女性の総合職採用比率だけでなく、管理職や役員に女性をどれだけ登用しているか、といったことを含めた採点にしている。
- ・この2つを同じ3月3日にイイノホールでやったのだが、その2つの表彰の間にセミナーやシンポジウムを行った再、始まる前に女子学生を中心に行列ができていることに感動した。
- ・中小企業における政策に関しては、子育てで退職した女性が再就職できるよう、中小企業に対し経済産業省からお金をつけて、主婦のインターンシップという制度を昨年からつくっている。このポイントは、1日当たり5,000円以上の受給できるとともに、休職中のためまだ正規雇用ではないけれども地域の保育所へ入所できる。これが非常にいい制度。
- ・大阪の中小企業を視察したときに安倍総理は、これまでこの制度に、若いときの職歴が正規雇用で2年以上働いていなければいけない、という制約をつけていたものを1年以上でいいではないかと言われた。若いときにパートやアルバイトしかやったことのない人でもインターンシップの対象にしようと言われたので、すぐその指示に基づき制度を



現在つくっている。

- ・会社の中での居どころと同時に、新しく業を起こす女性も一生懸命支えていきたい。女性が起業する際、日本政策金融公庫は男性が起業する際より低い金利で貸す。女性の企業家によるアイデアのコンペティションを行い、日本政策投資銀行から大賞には1,000万円、優秀賞には500万円を出し、また1年間の経営支援も行う。

(森内閣府特命担当大臣(男女共同参画))

- ・安倍内閣になってから、国家公務員の女性の数はすそ野も広がり、そして、トップも増えている。すそ野で言えば、新規採用は30%。特に金融庁は女性50%の採用を2年連続で行っており、トップのほうで言えば、女性国家公務員の管理職の比率が今までの3倍のスピードでアップしている。

○上記の議論を踏まえ、岡田副大臣から、今後の取り組み事項について、提案があり了承された。資料2

○福岡内閣府大臣政務官から、第4次男女共同参画基本計画の策定に係る予定について、説明があった。

- ・平成22年12月17日に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画は、計画期間が5年間となっている。このため、平成27年末の第4次男女共同参画基本計画の策定を目指し、まずは、本年6月ごろに本会議の有識者議員の方々から今後の進め方などについて相談をしたい。その上で、本年秋をめどに本会議に対し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について意見を求めることとしたい。

### 3. 閉会

○安倍内閣総理大臣から以下のような挨拶があった。

- ・女性の活躍推進は、安倍内閣の成長戦略の中核。昨年4月には、私から、上場企業においては役員に少なくとも1名女性を登用するよう、要請。その結果、各企業で経営陣への女性登用が着実に進んできている。
- ・こうした動きを一過性のものにせず、日本社会全体に定着させていかなければならない。このため、各企業で管理職などへの女性登用・育成計画を策定していただくことが効果的。特に上場企業においては、ぜひ計画の策定と公表をしていただきたい。
- ・中小企業でも、優秀な人材確保のためにも、女性の活用が不可欠。女性の登用促進に向けた支援策をさらに充実させていきたい。